

富山市環境報告書

【第2部】

令和7年度(令和6年度実績)版

(「富山市地球温暖化対策推進計画(事務事業編)」進捗状況
及び「富山市環境マネジメントシステム」運用実績)

富山市環境部環境政策課

富山市環境報告書 第2部 目次

◆第2部「富山市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」進捗状況及び「富山市環境マネジメントシステム」運用実績について

「富山市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」について

- ・「富山市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」の概要・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - ・「富山市地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」の進捗状況

項目 1	エコオフィスに係る取組	2
項目 2	事務事業に伴う温室効果ガス排出量	3
項目 3	紙購入量・水使用量・廃棄物排出量	8
項目 4	再生可能エネルギー・低公害車導入状況	10

(参考) 「富山市環境マネジメントシステム」について

1 運用の趣旨	11
2 システムの概要	11
3 令和6年度の運用実績	13

「富山市地球温暖化対策推進計画(事務事業編)」について

1	推進計画の概要・目的
---	------------

- ① 推進計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく地方公共団体実行計画として、全ての市町村に策定と公表が義務付けられており、富山市が実施している事務・事業に関し「温室効果ガスの排出量の削減」等に取り組むための計画です。
- ② 市自らが事業者・消費者として、職員全員の参加で地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行することにより、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、市全体における温室効果ガスの排出量の実質的な削減に寄与します。
- ③ 市が推進計画を策定し、市民・事業者の模範となって具体的な取組みを率先して行うことでも市全域における温室効果ガスの排出量の削減への機運を高めます。

2	基準年度
---	------

- ・温室効果ガス総排出量の基準年は、平成25年度とします。

3	対象
---	----

- ・本市の行政機構(本庁、行政サービスセンター、出先機関)において行う事務事業
- ・外部への委託等により実施する事務事業については、計画の対象としませんが、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

4	目標
---	----

- ・市のすべての事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を令和12年度で基準年度比50%の削減を目標とします。

5 「富山市地球温暖化対策推進計画(事務事業編)」の進捗状況

項目1 エコオフィスに係る取組(エコオフィスチェック)

- ・本庁舎、Toyama Sakura ビル、行政サービスセンター庁舎、中核型地区センター、環境センター庁舎、消防局本庁舎内の所属を対象に行っている取り組みです。
- ・電気使用量、公用車燃料使用量、水道使用量、紙類使用量、廃棄物排出量の削減について、各所属の職員が自己評価(5点満点)を年に1回行っています。

●実施結果(令和6年度)

I 省資源・省エネルギーの推進(各種使用量の削減)

項目		R6 年平均	R5 年平均
電気	不要時・不要場所、退室・退庁時の消灯徹底	4.9	4.9
	外出時、長時間離席時はOA機器の電源を切る	4.1	4.1
	時間外勤務や休日勤務の削減(ノー残業デーの徹底)	4.5	4.5
	直近の上下1~3階の移動には階段を使う	4.9	4.9
	18時に機器の電源を全て切り、その後は必要な機器のみ電源を入れる(業務に支障のない範囲で)	4.4	4.5
燃料	徒歩や自転車、公共交通機関を利用(公用車の使用抑制)	4.6	4.6
	公用車の相乗り及び計画的運行	4.8	4.8
	エコドライブ(アイドリングストップや急加速・急停止の自粛等)を実践する	4.8	4.9
	ブラインドを効率的に利用して、室内温度を調整する	4.8	4.8
	空調設備の吹き出し口に物を置かない	4.9	4.9
水道	水を流しっぱなしにしない	4.9	4.9
	石けんや洗剤等を使いすぎない	4.9	4.9
紙類	資料作成の削減(資料の簡素化・ペーパーレス化、プリントアウト削減)	4.1	4.1
	両面コピーや裏面利用の徹底	4.1	4.2
	ミスコピーの防止(コピー部数・設定確認、コピー機リセット)	4.1	4.2
	使用済封筒の再利用	4.9	4.8

II 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

ごみの分別の徹底(可燃、不燃、プラ、缶・ビン、ペットボトル)	4.8	4.8
紙類の分別排出徹底(新聞、段ボール、コピー用紙、雑誌等)	4.8	4.8
詰替え可能な製品や簡易包装を選択する(使い捨て製品や過剰包装の購入を控える)	4.8	4.8
マイバッグ、マイ箸、マイ水筒を使用する	4.6	4.6
備品等の長期使用、再使用を心掛ける	4.9	4.9

《評価基準》 5 : 確実に実行している(90%以上)

4 : ほぼ実行している(70%以上)

3 : ときどき実行している(50%以上)

2 : あまり実行していない(30%以上)

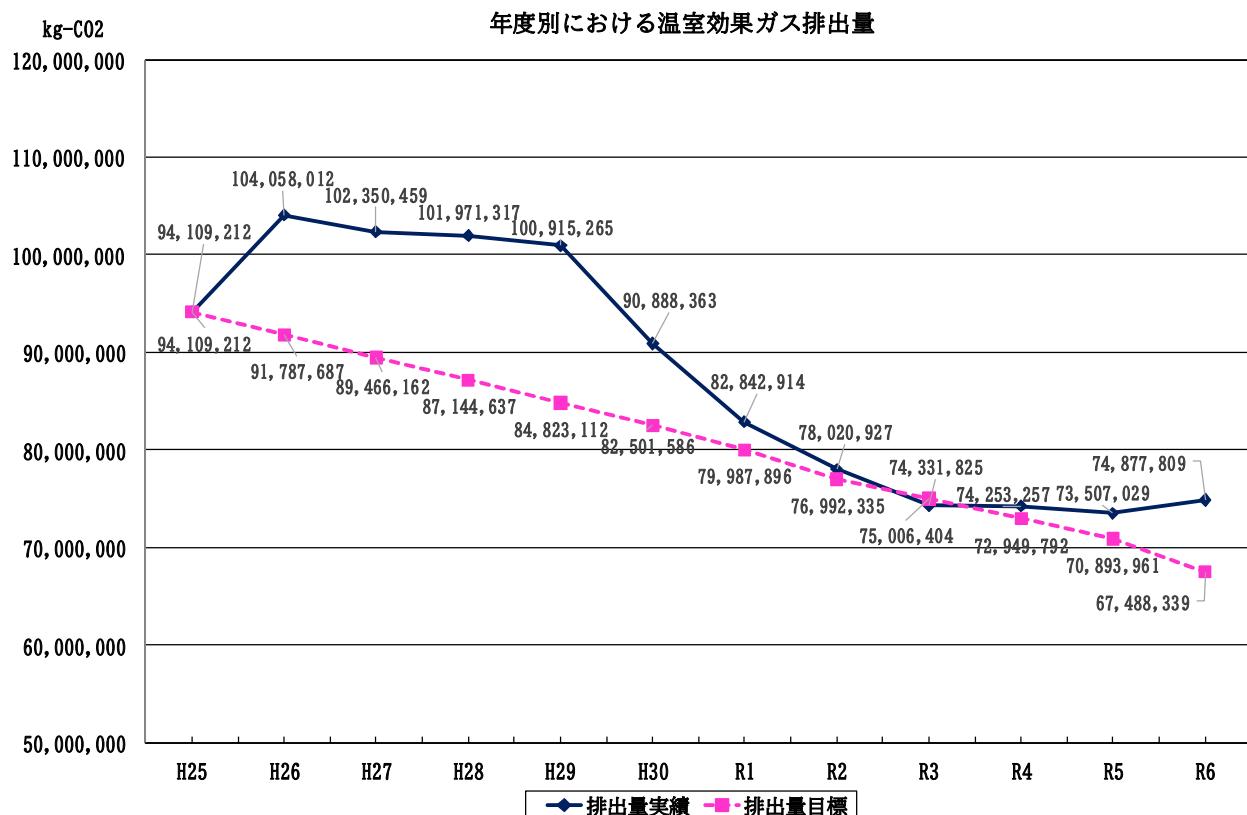
1 : ほとんど実行していない(10%以上)

0 : 実行していない

項目2 事務事業に伴う温室効果ガス排出量(各種使用量の把握)

- ・全部局を対象に温室効果ガスの排出原因となる、各種エネルギー使用量や活動実績を把握しています。
- ・地球温暖化対策推進計画（事務事業編）では、平成 25 年度を基準年度とし、温室効果ガス総排出量を令和 12 年度で 50% 削減を目指します。
- ・なお、本計画で対象とする温室効果ガスは、本市の事務事業により排出される二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の 4 種類とします。

●温室効果ガス総排出量(全部局)

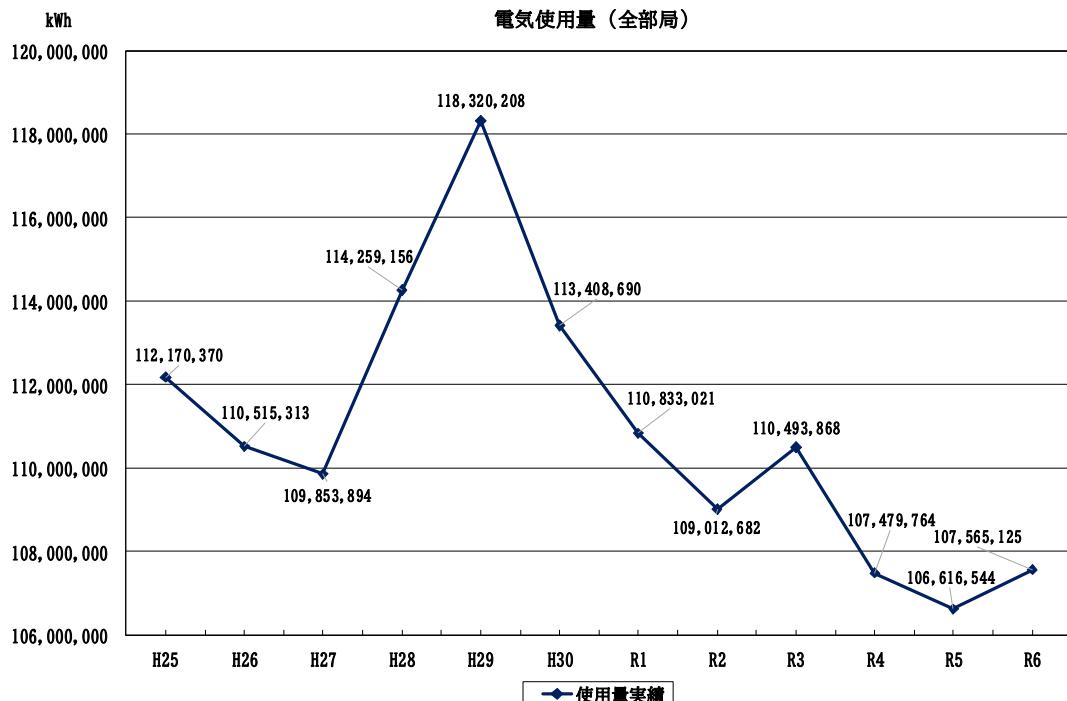


富山市の実施する事務事業から排出された令和 6 年度の温室効果ガス総排出量は、74,877,809kg-CO₂ であり、基準年度(平成 25 年度)比で 19,231,403kg-CO₂ (20.4%) 減少、前年度(令和 5 年度)比では 1,370,780kg-CO₂(1.9%) の増加となりました。

なお、総排出量に占める温室効果ガスの種類別割合は、二酸化炭素(CO₂)95.17%、一酸化二窒素(N₂O)2.85%、メタン(CH₄)1.97%、ハイドロフルオロカーボン(HFC)0.01%となっており、CO₂ が割合のほとんどを占めています。

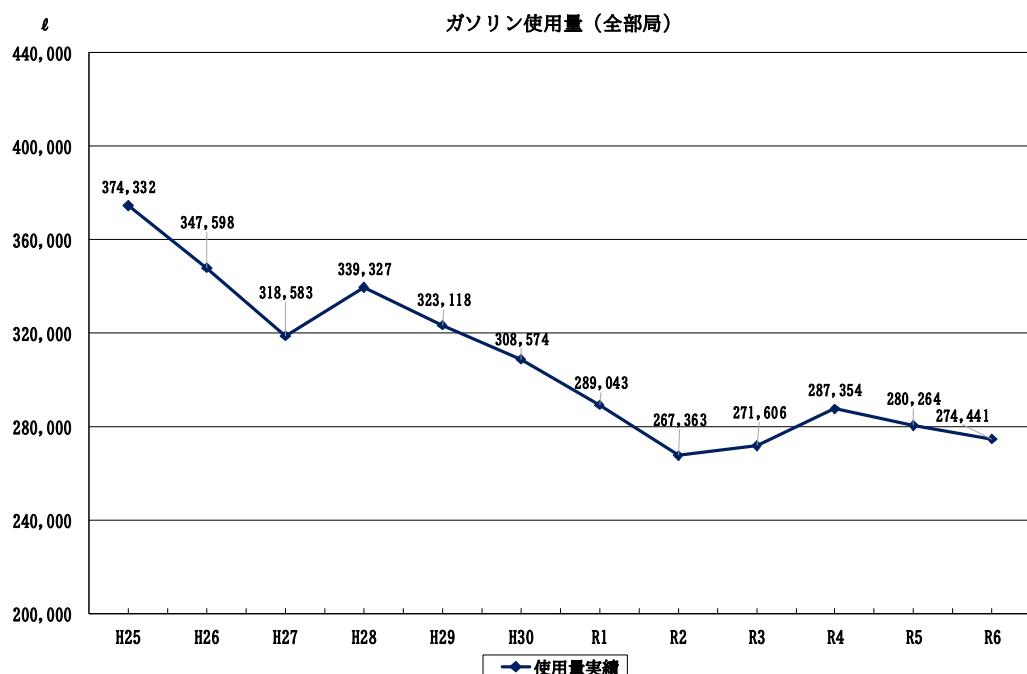
ガソリン、LPG、A重油の使用量が減少した一方、電気、軽油、灯油、都市ガスの使用量が増加し、また、北陸電力株算定の電力使用に係る CO₂ 排出係数が 0.487(令和 5 年度)から 0.496(令和 6 年度)に増加しました。

●電気使用量(全部局)



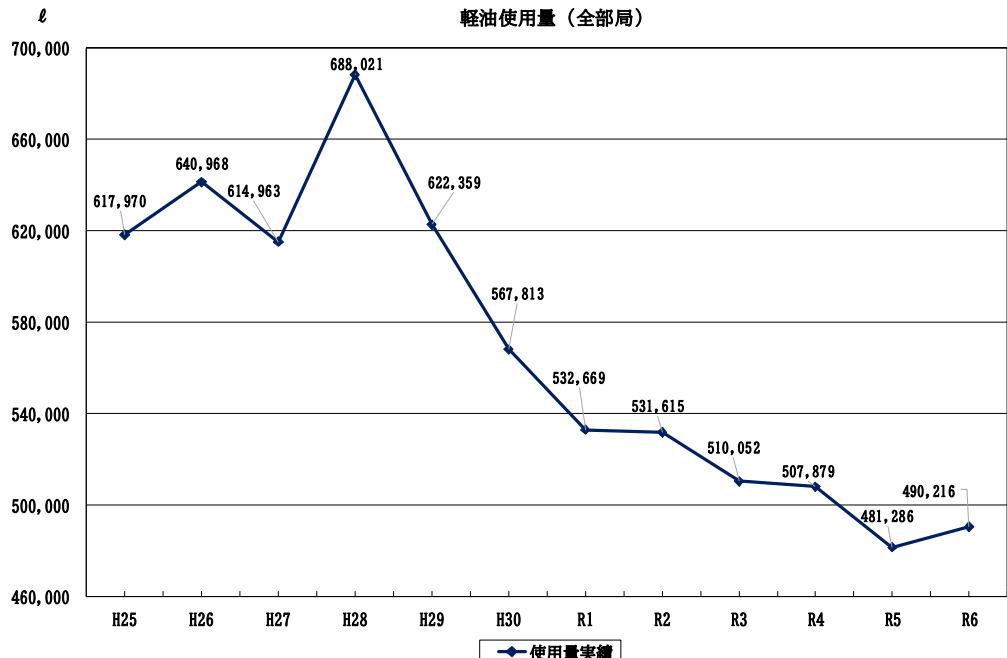
令和6年度の電気使用量は、前年度(令和5年度)比で948,581kWh(0.9%)増加となりました。夏場の冷房や冬場の暖房使用が増加したこと、消雪装置の稼働回数が増加したことなどが要因として考えられます。

●ガソリン使用量(全部局)



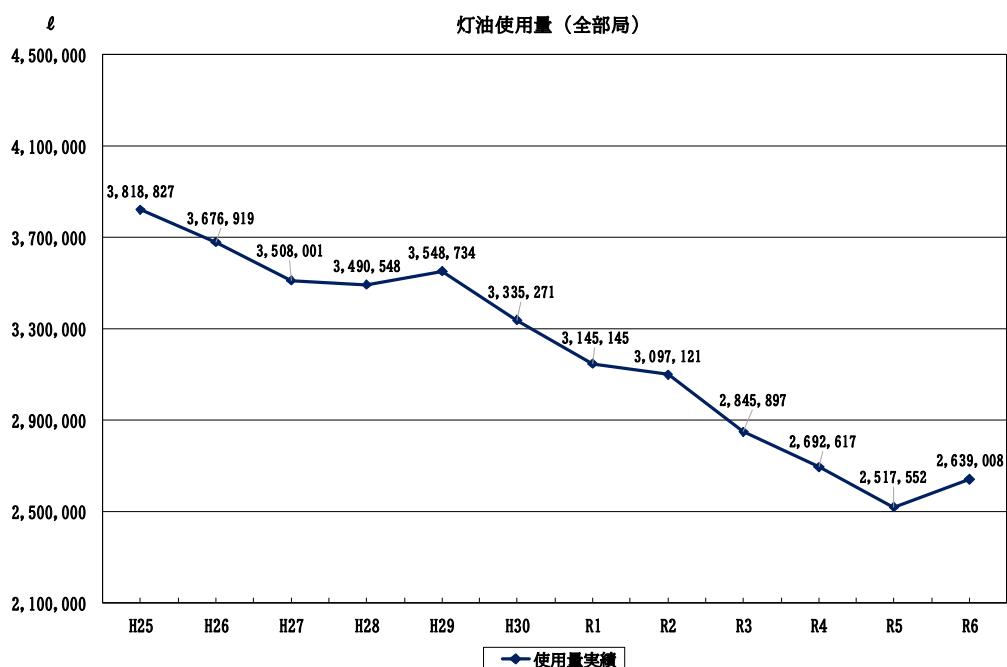
令和6年度のガソリン使用量は、前年度(令和5年度)比5,823ℓ(2.1%)減少となりました。公用車の利用を控えることなどを心がけたことによる減少などが要因として考えられます。

●軽油使用量(全部局)



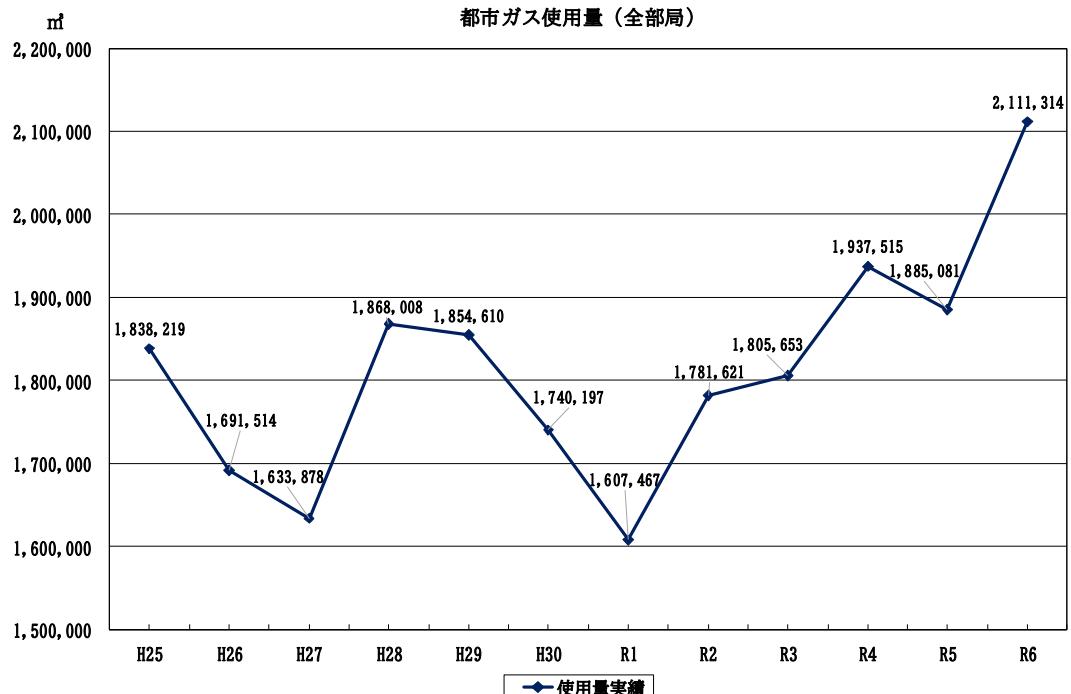
令和6年度の軽油使用量は、前年度(令和5年度)比で8,930l(1.9%)の増加となりました。牛岳温泉スキー場など、暖冬や地震の影響で令和5年度に営業できなかった施設で、令和6年度は除雪車や圧雪車の稼働が回復したことなどによる増加などが要因として考えられます。

●灯油使用量(全部局)



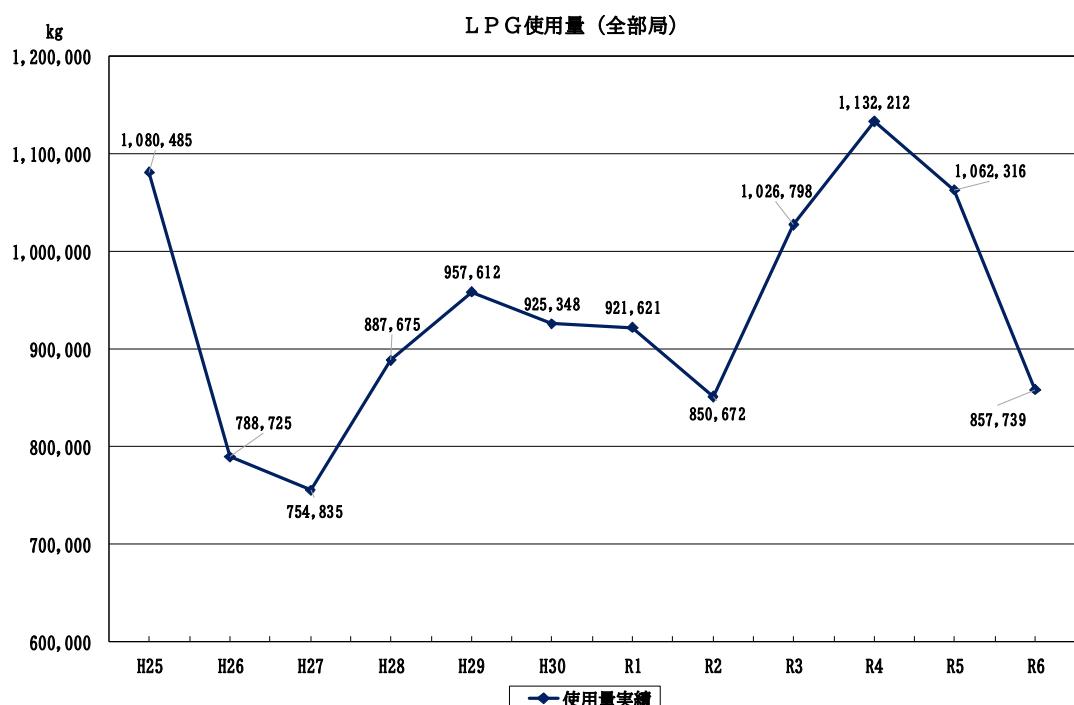
令和6年度の灯油使用量は、前年度(令和5年度)比で121,456l(4.8%)の増加となりました。夏冬の厳しい気温への対応として病院等で冷暖房の使用が増加したこと、コロナ禍の影響がなくなり観光施設等の利用者が増加したことなどが要因として考えられます。

●都市ガス使用量(全部局)



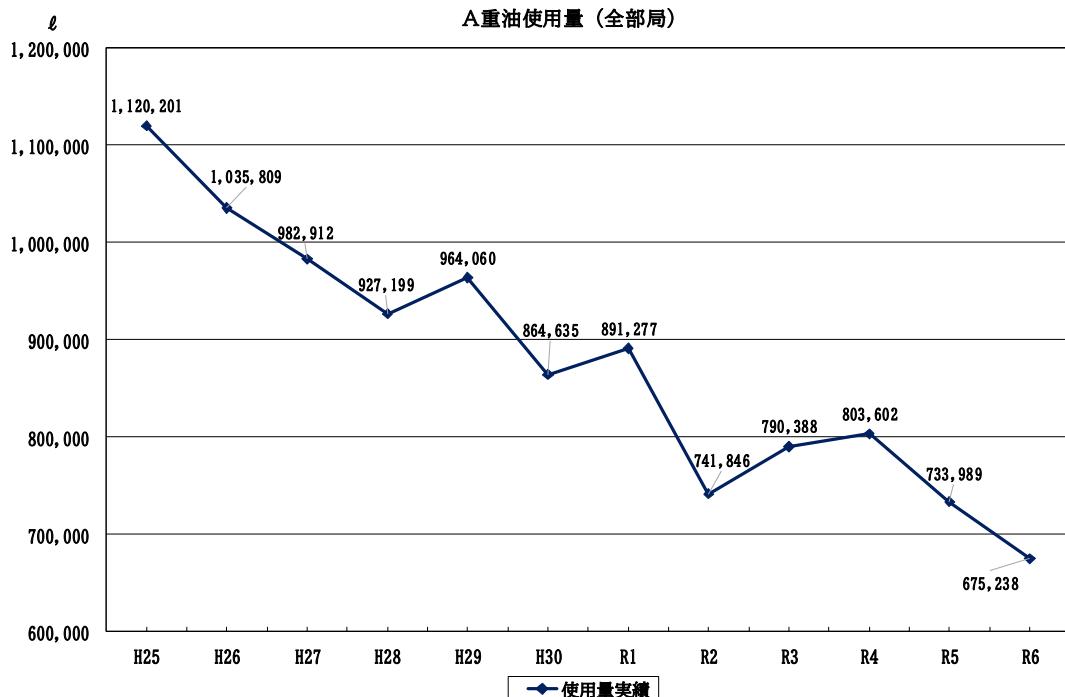
令和6年度の都市ガス使用量は、前年度(令和5年度)比で 226,233m³ (12.0%)の増加となりました。富山市民プールなど、前年度は地震の影響で営業できなかった施設の稼働が回復したことや、総合体育館での行事・イベントが増加したことなどが要因として考えられます。

●LPG 使用量(全部局)



令和6年度のLPG使用量は、前年度(令和5年度)比で 204,577 kg (19.3%)の減少となりました。ガラス工房で夜間の溶解炉保温温度を下げるなどの節減を図ったこと等が要因として考えられます。

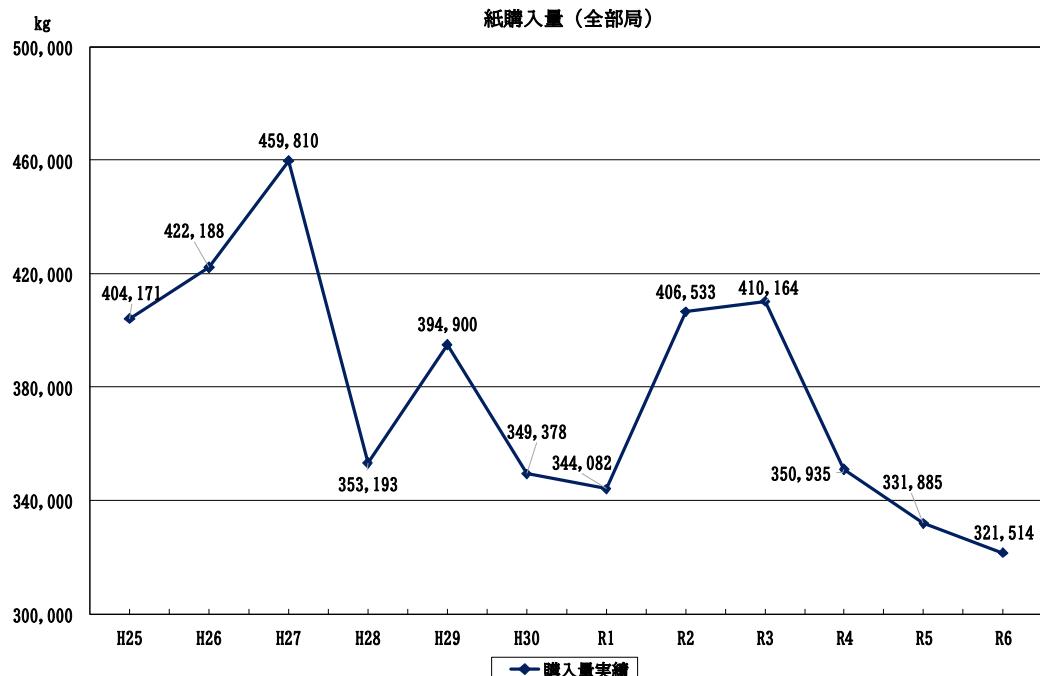
●A重油使用量(全部局)



令和6年度のA重油使用量は、前年度(令和5年度)比で58,751ℓ(8.0%)の減少となりました。大沢野健康福祉センターにて、熱源に利用する装置の更新のために使用しない期間があったことなどが要因として考えられます。

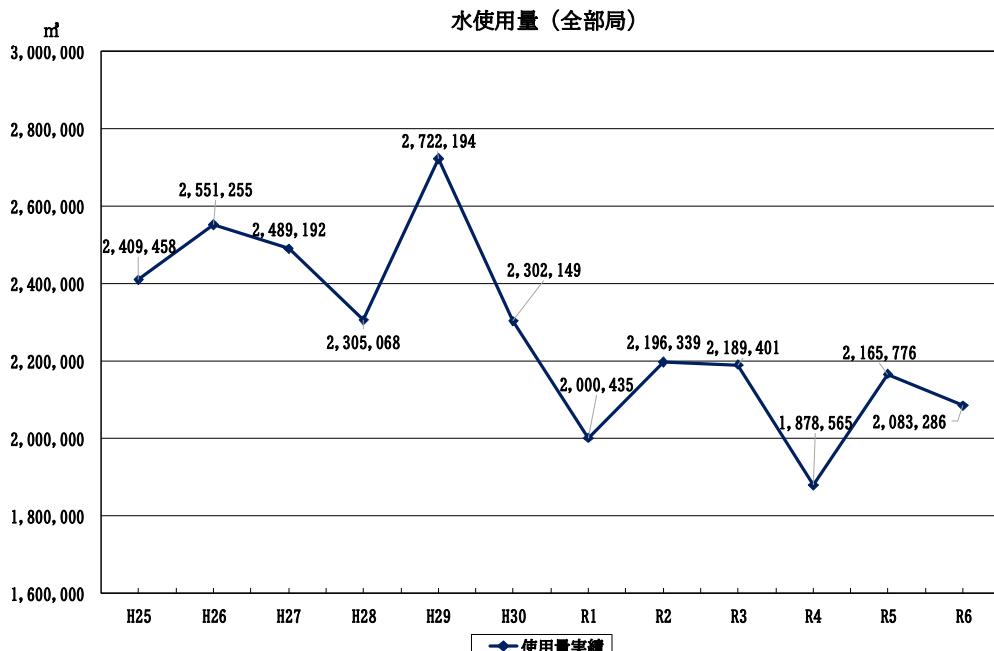
項目3 紙購入量・水使用量・廃棄物排出量

●紙購入量(全部局)



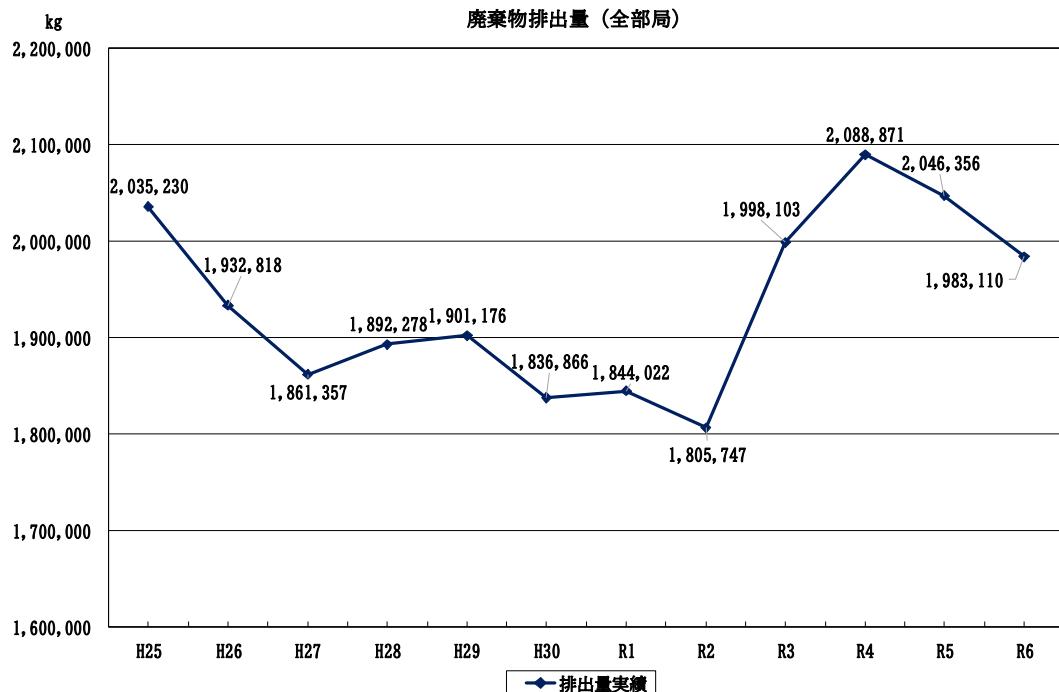
令和6年度の紙購入量は、前年度(令和5年度)比で10,371kg(3.1%)の減少となりました。文書管理システムの導入により電子決裁となったことに加え、会議等の資料もデータ化されてきたことが要因として考えられます。

●水使用量(全部局)



令和6年度の水使用量は、前年度(令和5年度)比で82,490m³(3.8%)の減少となりました。水質の影響により、浄水場での水道水用の原水としての使用量が減少したこと等が考えられます。

●廃棄物排出量(全部局)



令和6年度の廃棄物排出量は、前年度(令和5年度)比で63,246kg(3.1%)の減少となりました。山田中核型地区センターや消防局南部出張所など、庁舎整理等での廃棄物排出が前年度で完了したことによる減少したことなどが要因として考えられます。

項目4 再生可能エネルギー・低公害車導入状況

・全部局を対象に、再生可能エネルギーと低公害車の導入状況を把握しています。

●令和6年度実績

区分	主体	導入施設名	設備概要	導入年月	利用目的
電気自動車	富山市 (交通政策課)	交通政策課	EV モーター ズ・ジャパン EV 路線バス	令和7年2月	旅客運送 バス

●令和5年度実績

区分	主体	導入施設名	設備概要	導入年月	利用目的
電気自動車	富山市 (営農サポートセンター)	営農サポート センター	三菱ミニ キャブ-MiEV	令和5年8月	公用車
ハイブリッド 自動車	富山市 (病院事務局)	富山まちなか 病院	スズキ イグニス	令和6年1月	公用車
木質バイオマス	富山市 (農地林務課)	割山森林公園 天湖森	サウナペレッ トストーブ	令和6年2月	施設利用

●令和4年度実績

区分	主体	導入施設名	設備概要	導入年月	利用目的
太陽光発電	富山市 (行政経営課)	富山市 大山会館	4.5kW	令和5年3月	施設利用
小水力発電	井田川水系 土地改良区	新田用水 発電所	75kW	令和5年3月	売電
木質バイオマス	富山市 (行政経営課)	富山市 大山会館	(冷)105kW (暖)83.4kW	令和5年3月	施設利用
蓄電池	富山市 (行政経営課)	富山市 大山会館	4.2kWh	令和5年3月	施設利用
下水熱	富山市 (上下水道局下水道課)	上下水道局 庁舎	(冷)63.2kW (暖)70.6kW	令和5年2月	施設利用

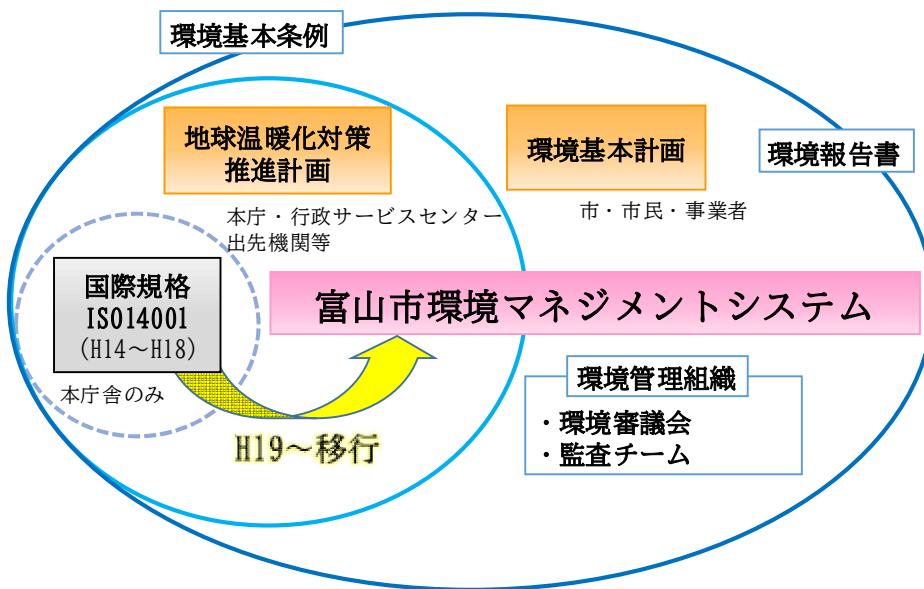
(参考)「富山市環境マネジメントシステム」について

1 運用の趣旨

本市では、環境に関する最上位計画となる「環境基本計画」及び事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を推進する「地球温暖化対策推進計画（事務事業編）」を策定しています。

これらの計画を効率的・効果的に運用管理していくため、平成19年度から独自の環境マネジメントシステムを構築し、環境施策の総合的かつ計画的な推進と市の事務事業の実施による環境負荷の低減を図っています。

◆富山市環境マネジメントシステムのイメージ図



2 システムの概要

1 対象範囲

原則として全庁の全組織を対象としています。ただし、一部対象としていない管理対象項目があります。

2 環境方針

環境方針を定め、職員及び常駐して業務を行う事業者等に周知します。

3 組織

本システムの運用管理を行う環境管理組織の事務局である環境政策課は、環境施策の実施状況や環境に関する調査及び審議を行うため設置されている富山市環境審議会に計画の進捗状況を報告し、意見や提言を受けます。

4 管理対象項目

富山市環境マネジメントシステムにより管理する項目は、次のとおりです。

管理対象項目	本庁舎・Toyama Sakura ビル・行政サービスセ ンター・中核型地区セ ンター・環境センター 庁舎・消防局本庁舎	左記以外 の所属	測定・実施 サイクル等	(参考) 環境 報告書
環境基本計画に位置づけられた指標・目標	該当所属		年1回報告	第1部 に掲載
地球 温 暖 化 対 策 推 進 計 画 (事 務 事 業 編)	エコオフィスに係る取組み（公用車燃 料、紙類含む）	年1回報告	対象外	年1回報告
	事務事業に伴う温室効果ガス排出量			
	①エネルギー管理支援システム（電 気・ガス・灯油等の各種エネルギー 使用量）	年1回報告	毎月入力	第2部 に掲載
	②温室効果ガス排出実績	年1回報告	年1回報告	
	紙購入量・水使用量・廃棄物排出量	年1回報告	年1回報告	
	再生可能エネルギー及び低公害車導入	年1回報告	年1回報告	

5 その他の取り組み

その他、環境マネジメントシステムに含まれる取り組みについては以下のとおりです。

① 環境関連法等の遵守確認（年1回）**庁舎及び施設等管理所属対象**

市が事業者として規制を受ける環境関連法の法律・条例、協定、覚書等を把握し、遵守状況を確認します。

② マネジメントシステム研修（年1回）**全所属対象**

システムに関する職員の知識及び技能、職員の環境に対する意識の向上を図るため、必要な研修を実施します。

③ 環境監査（年1回）**全所属対象**

外部専門委員と市職員で構成する監査チームによる監査を実施し、システムの運用状況の確認及びシステムの向上を目指します。

① 環境関連法等の遵守について

(1) 環境関連法等

- ①大気汚染防止法
- ②水質汚濁防止法
- ③下水道法
- ④騒音規制法
- ⑤ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑥水道法
- ⑦フロン類の使用の合法化及び管理の適正化に関する法律
- ⑧資源の有効な利用の促進に関する法律
- ⑨廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑩使用済自動車の再資源化に関する法律
- ⑪建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑫特定家庭用機器再商品化法
- ⑬消防法(危険物貯蔵施設)
- ⑭消防法(消防用施設等)
- ⑮労働安全衛生法
- ⑯高圧ガス保安法
- ⑰電気事業法
- ⑱富山県地下水の採取に関する条例
- ⑲富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ⑳富山県公害防止条例
- ㉑富山市火災予防条例
- ㉒建築物衛生法
- ㉓PRTR法

(2) 環境関連法等の遵守に係る不備ありの項目について

「不備あり」の項目の内容及び今後のは正見込みは以下のとおりです。

所管施設	項目	内容	今後のは正見込み
消防局	⑯	屋内消火栓：設備仕切弁逆止弁腐食及びホース取替 火災報知器：不鳴動 誘導灯：フラッシュ蓄電池不良	屋内消火栓：改修済み 自動火災報知機：改修済み 誘導灯：令和7年度は正予定
	⑰	・非常用照明用蓄電池容量低下 ・非常用発電機の始動用バッテリー取替時期経過	今後検討
環境センター 管理課	⑯	消火器：10型1本が耐用年数切れ	令和7年度交換予定
	⑰	・受電設備と受・配電盤の修繕が必要	令和7年度修繕予定
大沢野行政 サービス センター	⑦	除湿器3台故障（別館倉庫、別館書庫、雑庫）	修繕不可
婦中行政サー ビスセンター	⑦	・防災無線室エアコン（故障） ・車両室和室エアコン（故障）	修繕予定なし (使用しないため)
	⑬	地下タンク貯蔵所：通気口立ち上がり部で漏洩	令和6年度中に補修済み
	⑭	(1)・ホースの耐圧性能不足4本・誘導灯点検スイッチ不良2個、バッテリー不良1個電気不良1個 ・自家発電設備燃料不足。 ・蓄電池設備バッテリー液不足。触媒栓交換必要。 ・防排煙制御装置、2階垂壁感知器連動及び手動双方、起動せず。 (2)自動火災報知設備1個不良。 (3)・自家発電設備燃料不足。 ・蓄電池設備バッテリー液不足。触媒栓交換必要。 ・防排煙制御装置、2階垂壁感知器連動及び手動双方起動せず。 (4)2階渡り廊下防火戸不良	(1)ホースと誘導灯は令和6年度に対応済み。自家発電設備、蓄電池設備、防排煙制御装置は令和7年度に対応予定 (2)令和6年度中に対応済み (3)令和7年度中に対応予定 (4)令和7年度中に対応予定
	⑮	・融雪に使用の為規制基準値の超過日あり	節水の徹底

富山ガラス 造形研究所	⑯	受電設備：吹きガラス実習室外の絶縁抵抗値が悪い	令和 7 年に電気設備を更新予定
ガラス美術館	⑦	(1) 恒温・恒湿パッケージ：ファンモータベアリング要取替、冷媒の漏れあり (2) 空調機：モータ異音、Vベルト摩耗による亀裂あり	(1) R7 修繕予定、R6 一部修繕済 (2) 経過観察
	⑭	不活性ガス消化設備（アンカーボルトはずれ）	修繕予定
	㉚	相対湿度基準値以下	経過観察（外気の影響を受けやすいエリアのため）
まちなか総合 ケアセンター	⑭	・避難口音声・点滅用バッテリー容量不足	令和 6 年度修繕済
公営競技 事務所	⑭	・誘導灯のバッテリー不良 ・排煙窓の感知器連動時の起動不良	対応済み
地方卸売市場	⑭	・配線の一部断線及び感知器等の不良	令和 7 年度に修繕
浜黒崎浄化セ ンター	⑯	照明の絶縁不良	施設改修に合わせて是正
科学博物館	⑭	主導起源装置電源灯球切れ 避難口 2 台バッテリー容量不足 防火扉ロック作動不良	令和 7 年 6 月、電源灯及びバッテリー 2 台交換完了 防火扉ロック作業不良については是正検討中
	㉚	・冷却水の漏洩あり	自家発電機更新時に対応予定

② マネジメント研修について（令和 6 年度）

平成 20 年度から各部局に環境マネジメントシステムに関する資料を配布し、研修の実施及びその報告を義務付けており、令和 6 年度も全部局を対象に実施しました。

今後も各職員への環境マネジメントシステムに関する情報を共有できるよう実践します。

③ 環境監査について

(1) 環境監査実施内容（令和6年度）

監査対象部局等	市民生活部（大沢野行政サービスセンター、八尾行政サービスセンター、山田中核型地区センター、細入中核型地区センター） 計4部局
監査対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
監査日程(実地)	令和6年12月19日（木）、12月20日（金）
監査チームの構成・氏名	監査委員長：佐藤 幸雄 副監査委員長：石黒 健一（環境部次長） 主任環境監査員：佐藤 幸雄、春山 和則 環境監査員：小林 慶一、梶川 慶子、土地 淑子（環境政策課）、 西野 洋平、人見 信行（廃棄物対策課）
監査の重点事項	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、対策の実施状況及びその評価、予防処置の実施状況 ・環境関連文書の管理状況 ・法令等の遵守状況 ・システムの運用管理状況、見直し等の状況 ・職員の環境意識の向上のための取組状況 ・S D G s が掲げるゴールやターゲットへの貢献に向けた取組状況
前回監査結果に基づく事項	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の保管場所の表示板に関するもの ・産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の保管場所の区分に関するもの ・産業廃棄物管理票の返却管理に関するもの ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書届け出に関するもの ・産業廃棄物処理委託契約書に関するもの ・研修会後の理解度確認に関するもの ・緊急事態対応訓練に関するもの

(2) 監査結果の概要

判断区分	指摘事項
要改善事項	監査対象4所属のうち1所属に、以下の1項目の要改善事項があった。 産業廃棄物置場の表示板に関するもの 1件
指導事項	監査対象4所属のうち3所属に、以下の7項目の指導事項があった。 ・環境関連法規制等登録表の管理に関するもの 2件 ・環境教育研修会後の理解度の確認に関するもの。 3件 ・産業廃棄物置場の表示板に関するもの 1件 ・フロン排出抑制法の簡易点検に関するもの 1件
良	監査対象4所属のうち1所属で、「良」と判断される事項が2項目あった。 ・廃棄物管理などの法順守で適切な管理に関するもの 1件 ・地球温暖化対策を意識した省エネ表示に関するもの 1件
優	監査対象4所属のうち1所属で、「優」と判断される事項が1項目あった。 ・新庁舎への移転で地球温暖化対策推進の貢献に関するもの 1件
その他	・燃料効率アップを意識した施設利用に関するもの 2件

(3) 総合監査所見

管理項目	所見内容
環境監査のスケジュール	・前回の環境監査と同様に、監査対象となった施設および組織全体を対象に監査を実施した。監査スケジュールでは確認に必要な監査時間が確保されたので、各施設および環境活動の管理状況等の確認が行えた。今後も継続して十分な監査時間の確保が望まれる。
地球温暖化対策推進活動	・富山市地球温暖化対策推進計画のエコオフィス活動は、十分に定着している。具体的には裏紙の活用や両面コピーの徹底による紙使用量の削減、不要時・不要場所の消灯、電気自動車の利用促進などの活動を監査対象の所属で確認した。また、エネルギー管理支援システム（まるちーず）についても各所属でエネルギー使用量の把握に活用され、事務局への定期報告活動も定着している。
法規制等の遵守状況	・法規制の遵守は、各所属の環境関連法規制等登録表にて管理をしている。庁舎の移転に伴い法規制対象となる施設が廃止および追加された場合、「環境関連法規制等登録表」への登録の漏れが今回の監査で散見された。庁舎統合などを含め移転した所属の「環境関連法規制等登録表」に登録の漏れがないよう事務局がフォローする仕組みの構築が望まれる。
環境マネジメントシステムの普及状況	・環境政策課で作成された資料を基に、所属に対し環境マネジメントシステム研修を行っている。また、所属内での研修も報告されているが、研修内容について所属内で、その内容が十分に理解されているか確認ができなかった。
富山市SDGs未来都市計画の取組状況	・各所属ではSDGs未来都市計画に定める目標や内容の理解に努めている。SDGsに掲げる17の目標の活動の理解が、職員の環境関連分野の積極的な取り組みに繋がることを期待したい。

(4) 提案事項

提案事項	内容
マネジメントシステムの運用	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントシステムにおける是正処置として、指摘された要改善事項となった案件について再発防止することが要求される。 前回の監査で指摘された廃棄物処理法に関する要改善事項が、今回の監査でも要改善事項として指摘されており、環境監査結果に対して確実に是正処置できたかフォローする仕組みの検討を提案する。
法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・前回監査と同様に廃棄物処理法およびフロン排出抑制法に関連して要改善事項や指導事項が指摘されており、法令遵守に対する管理が不足している。これは法令遵守を管理する担当者任せになっていることが原因のひとつと思われる所以、以下の環境関連法規制等登録表の見直しを提案する。 ・遵守しなければならない「法の要求事項」の明確化 ・遵守していることを確認する「確認となる書類」の明確化 <p>この見直しにより担当者以外でも法令遵守の状況確認が可能となり、ダブルチェックによる法令遵守の管理強化が期待できる。</p>
職員の環境に対する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステム（マニュアル）では、職員の環境に対する意識向上を図るために研修を実施すると定めている。 全職員の環境に対する意識の向上のため環境マネジメントシステムの研修を行っているが、環境活動の活性化や法遵守の管理強化につながる研修成果が確認できなかった。 研修会後に、以下の内容を含めたアンケートの提出を提案します。 ・研修内容の評価（資料内容、説明会の理解度、実施時期・時間など） ・何を所属内での重点活動とするか ・法遵守に対する確認活動（廃棄物管理・フロン管理状況）

富山市環境報告書 第2部 令和7年度版
令和7年11月

編集・発行 富山市環境部環境政策課
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL: 076-443-2053 FAX: 076-443-2122
e-mail: kankyousei-01@city.toyama.lg.jp
